

春日部市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市屋外広告物条例（平成26年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第12号の規則で定める博物館、美術館及び病院)

第2条 条例第4条第12号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地とする。

(表示又は設置の許可申請等)

第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（様式第1号）正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請書が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所を知り得る図面
 - (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周囲の状況を知り得る写真
 - (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
 - (4) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し
 - (5) 条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し
 - (6) 条例第19条の2第1項本文の点検を行う場合には、次に掲げる書類等
 - ア 屋外広告物等点検報告書（様式第2号）
 - イ 広告物又は掲出物件の全景及び点検の箇所の状態を確認できる写真（点検により異常が認められた箇所にあつては、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。）
 - ウ 条例第19条の2第2項の規定により広告物等点検資格者に点検を行わせなければならない場合には、その資格を証する書面又はその写し
- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、条例第7条の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては（新設・更新）許可通知書（様式第3号）に、許可をしないこととした場合にあつては（新設・更新）不許可通知書（様式第4号）に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則64号〕

(適用除外の基準)

第4条 条例第8条第1項第4号、第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号並びに同条第6項の規則で定める基準は、第6条各号に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

(適用除外の許可申請等)

第5条 条例第8条第5項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副各1通にそれぞれ第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、条例第8条第5項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては（新設・更新）許可通知書に、許可をしないこととした場合にあつては（新設・更新）不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可基準)

第6条 条例第11条第1項の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

(3) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

(許可期間の基準)

第7条 条例第12条第1項の規定により許可の期間を定める場合には、別表第3に定める基準によるものとする。

(許可期間更新の申請等)

第8条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(様式第5号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号から第6号までに掲げる書類等

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第12条第3項の規定により許可の期間を更新するか否かを決定し、許可をした場合にあっては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあっては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則64号〕

(変更又は改造の許可申請等)

第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書(様式第6号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類等

(2) 当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第13条第1項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあっては(変更・改造)許可通知書(様式第7号)に、許可をしないこととした場合にあっては(変更・改造)不許可通知書(様式第8号)に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則64号〕

(軽微な変更等)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物又は掲出物件の外観及び構造に著しい変更を伴わない修繕、補強、部品の取替え又は塗替え

(2) 広告物の表示内容の変更であって、主たる内容以外の内容に係るもの

(3) 掲出物件に表示する広告物の変更であって、定期的なもの

(許可の証票及び押印の様式)

第11条 条例第14条第1項の規則で定める許可の証票は、屋外広告物等許可証(様式第9号)のとおりとする。

2 条例第14条第1項の規則で定める許可の押印は、屋外広告物等許可印(様式第10号)のとおりとする。

(国等の特例)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める広告物又はこれに係る掲出物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの

(2) 表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの

(3) 上端の高さが地上から10メートルを超え、又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

(条例第16条第6項の規則で定める期間)

第13条 条例第16条第6項の規則で定める期間は、3年とする。

(管理者の設置に係る基準)

第14条 条例第19条第2項の規則で定める基準は、上端の高さが地上から4メートル以下であることとする。

(点検)

第14条の2 条例第19条の2第1項本文の点検は、別表第4に掲げる点検の箇所及び項目について、

3年を超えない期間ごとに行わなければならない。ただし、条例第7条若しくは条例第8条第5項の許可（既に設置されている物件に広告物を掲出する場合に限る。）、条例第12条第3項の規定による許可の期間の更新又は条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、別表第4に掲げる点検の箇所及び項目について、当該許可又は許可の期間の更新の申請をする日前3か月以内に行わなければならない。

2 条例第19条の2第1項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件等は、次に掲げるものとする。

- (1) はり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- (2) 広告幕（つり下げを含む。）（掲出物件を除く。）
- (3) 壁面に描かれた広告物
- (4) 条例第8条第1項第2号並びに同条第2項第3号、第4号（広告物を掲出する物件を除く。）、第5号及び第7号から第9号までに掲げる広告物又は掲出物件
- (5) 法令の規定により条例第19条の2第1項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされている広告物又は掲出物件
- (6) 広告塔、広告板その他主として広告物を掲出する目的で設置された物件のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 設置した日から3か月以内であるもの
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年以内であるもの
- (7) 表示する広告物のみに変更又は改造を行うもの

3 条例第19条の2第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、上端の高さが地上から4メートルを超えるもので、かつ、条例第7条第1項若しくは条例第8条第5項の許可、条例第12条第3項の規定による許可の期間の更新又は条例第13条第1項の許可を要するものとする。

4 条例第19条の2第2項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第25条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する者
- (2) 埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和50年埼玉県規則第53号）第15条第2項各号のいずれかに該当する者
- (3) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

5 条例第19条の2第3項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、上端の高さが地上から4メートルを超えるものとする。

6 条例第19条の2第4項に規定する報告は、屋外広告物等点検報告書を市長に提出して行うものとする。

追加〔令和3年規則64号〕

（除却の届出）

第15条 条例第20条第2項の規定による届出は、除却届（様式第11号）に除却する前後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（公表事項）

第16条 条例第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第22条第1項の規定による勧告に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名）
- (2) 広告物又は掲出物件の表示内容、設置場所及び勧告の内容
（保管した広告物又は掲出物件の一覧簿の様式等）

第17条 条例第24条第3項の規則で定める様式は、屋外広告物等保管物件一覧簿（様式第12号）とする。

2 条例第24条第3項の規則で定める場所は、春日部市都市整備部都市計画課とする。

(返還の手続)

第18条 条例第25条第1号の保管した広告物又は掲出物件(条例第27条の規定により売却した代金を含む。)を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、屋外広告物等受領書(様式第13号)と引換えに返還するものとする。

(広告物を表示する者等に対する検査等における身分を示す証明書)

第19条 条例第29条第2項の証明書の様式は、身分証明書(様式第14号)のとおりとする。

(管理者等の届出)

第20条 条例第31条第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置・廃止届(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。この場合において、条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

2 条例第31条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 条例第31条第3項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届(様式第17号)を市長に提出して行うものとする。

4 条例第31条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(様式第18号)を市長に提出して行うものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(埼玉県屋外広告物条例施行細則の廃止)

2 埼玉県屋外広告物条例施行細則(平成17年規則第170号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月25日規則第65号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月30日規則第5号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日規則第64号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第11号及び様式第15号から様式第18号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 第1条の規定による改正前の春日部市屋外広告物条例施行規則第3条第1項第4号、第5条第1項、第8条第1項第2号及び第9条第1項第2号の屋外広告物等自主点検結果確認書は、春日部市屋外広告物条例(平成26年条例第30号)第7条若しくは第8条第5項の許可(既に設置されている物件に広告物を表示する場合に限る。)、第12条第3項の規定による許可の期間の更新又は第13条第1項の許可の申請に係る広告物又は掲出物件の点検が令和4年3月31日までに行われ、かつ、当該点検が当該許可又は許可の期間の更新の申請をする日前3か月以内に行われた場合にあっては、第1条の規定による改正後の春日部市屋外広告物条例施行規則第3条第1項第6号ア、第5条第1項、第8条第1項第1号及び第9条第1項第1号の屋外広告物等点検報告書とみなす。

別表第1(第4条関係)

1 条例第8条第1項第4号の基準

表示する広告物又は設置する掲出物件の広告物を表示する面の面積(以下「表示面積」という。)

は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の投影面積の20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

2 条例第8条第2項第1号の基準

表示又は設置の場所	自家広告物の種類		基準
条例第4条各号に掲げる地域又は場所（禁止地域等）	建造物利用広告物	屋上利用広告物	(1) 表示面積（一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積）は、5㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から10m以下であること。 (3) 壁面から突き出していないこと。 (4) 広告物自体の高さは、2m以下であること。
		壁面利用広告物	(1) 表示面積（一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積（当該壁面にある窓その他の開口部分の面積を含む。以下同じ。）の5分の1以下で、かつ、10㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、軒高以下であること。 (3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		突出し広告物	(1) 表示面積は、3㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。 (3) 壁面からの突出し幅は、1m以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
	建造物から独立した広告物		(1) 表示面積は、5㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から7m以下であること。 (3) 設置個数は、3個までのものであること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
	広告幕（つり下げを含む。）		長さは、10m以下で、かつ、幅は、1m以下であること。
	広告旗		(1) 表示面は、縦1.8m以下及び横0.6m以下であること。 (2) 高さは、3m以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。
	掛看板		表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、1㎡以下であること。
	はり紙、はり札及び立看板		(1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が1㎡以下、立看板にあつては大きさが縦（脚部を含む。）1.8m以下及び横0.6m以下であること。 (2) 道路上に突き出していないこと。
条例第7条に規定する地域又は場所（許可地域）	建造物利用広告物	屋上利用広告物	(1) 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積（一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。）は、10㎡以下であること。 イ 上端の高さは、地上から12m以下であること。 (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 ア 表示面積は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する

		<p>建築物の壁面の面積を合算した面積（以下「総壁面面積」という。）の10分の1（当該面積が10㎡に満たないときは、10㎡）以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m（当該軒高の3分の5が12mに満たないときは、地上から12m）以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用 広告物	<p>(1) 表示面積（一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。</p> <p>(2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
	突出し 広告物	<p>(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(2) 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p>
	建築物から独立した 広告物	<p>(1) 表示面積は、10㎡以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から10m以下であること。</p> <p>(3) 設置個数のうち4個までのものであること。</p> <p>(4) 道路上に突き出していないこと。</p>
	広告幕（つり下げを含む。）	長さは、15m以下で、かつ、幅は、1.2m以下であること。
	広告旗	<p>(1) 表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、2㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3m以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p>
	掛看板	表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、2㎡以下であること。
	はり紙、はり札及び立 看板	<p>(1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が1㎡以下、立看板にあつては大きさが縦（脚部を含む。）1.8m以下及び横0.6m以下であること。</p> <p>(2) 道路上に突き出していないこと。</p>

3 条例第8条第2項第2号の基準

表示面積は、2㎡以下であること。

4 条例第8条第2項第5号の基準

次の各号のいずれかに該当する広告物であること。

- (1) 自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示する広告物
- (2) 乗用旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、各側部にあっては1㎡以下、後部にあっては0.3㎡以下であるもの
- (3) 乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、車体底部を除く表面積の10分の3以下であつて、車体の窓及びドア等のガラス部分に表示されないもの

5 条例第8条第2項第9号の基準

- (1) 当該工事期間中に限り表示するものであること。
- (2) 絵画又は写真を表示する場合は、空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したもの

を描写した絵画又は被写体とした写真であること。

- (3) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は、表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの投影面積の20分の1以下であること。

6 条例第8条第3項第1号の基準

- (1) 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は、5㎡以下であること。
(2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は、15㎡以下であること。
(3) 景観重要建造物を利用する場合における表示面積等は、2の規定を準用する。

7 条例第8条第3項第3号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

8 条例第8条第6項の基準

- (1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1㎡以下、広告旗又は立看板にあっては大きさが縦（立看板については、脚部を含む。）1.8m以下及び横0.6m以下であること。
(2) 広告旗については、高さが3m以下であり、かつ、道路上に突き出していないこと。
(3) はり紙には表示の始期及び終期、はり札、広告旗又は立看板には表示しようとする者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

備考

- 1 自家広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件をいう（別表第2において同じ。）。
2 乗用旅客自動車とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
3 乗合旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
4 貸切旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

全部改正〔令和3年規則64号〕

別表第2（第6条関係）

1 条例第7条に係る許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	(1) 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積（一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。）は、10㎡以下であること。 イ 上端の高さは、地上から12m以下であること。 (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1（当該面積が10㎡に満たないときは、10㎡）以下であること。 イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m（当該軒高の3分の5が12mに満たないときは、地上から12m）以下であること。 (3) 壁面から突き出していないこと。 (4) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）においては、使用されている色のうち面積が最大のもののマンセル値による色相（以下「色相」と

		いう。)がR又はY Rである色彩についてはマンセル値による彩度(以下「彩度」という。)8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りでない。
	壁面利用広告物	(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。 (2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。 (3) 市街化調整区域においては、使用されている色のうち面積が最大のものの色相がR又はY Rである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りでない。
	突出し広告物	(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。 (2) 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 (3) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
建造物から独立した広告物		(1) 表示面積は、10㎡以下であること。ただし、自家広告物については、60㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から10m以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。 (4) 市街化調整区域においては、使用されている色のうち面積が最大のものの色相がR又はY Rである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りでない。
掛看板		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2㎡以下であること。 (2) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
広告幕(つり下げを含む。)		(1) 長さは、15m以下で、かつ、幅は、1.2m以下であること。 (2) 道路上における下端の高さは、路面から5m以上であること。
広告旗		(1) 表示面は、縦1.8m以下及び横0.6m以下であること。 (2) 高さは、3m以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
電柱街灯柱等利用広告物	袖付広告物	(1) 縦の長さは、1.2m以下で、かつ、出幅は、0.6m以下であること。 (2) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。 (3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものについては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告物	上端の高さは、地上から3.2m以下で、かつ、下端の高さは、地上から1.2m以上であること。
はり紙、はり札及び立看板		(1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1㎡以下、立看板にあつ

	<p>ては大きさが縦（脚部を含む。）1.8m以下及び横0.6m以下であること。</p> <p>(2) はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</p>
アドバルーン	<p>(1) 気球部分の直径は、3m以下であること。</p> <p>(2) 広告幕（網を含む。）の長さは、15m以下で、かつ、幅は、1.5m以下であること。</p> <p>(3) 上端の高さは、地上から45m以下であること。</p>
アーチ利用広告物	<p>(1) 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあっては路面から5.5m以下、車道上にあっては路面から7.5m以下であること。</p> <p>(2) 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあっては路面から3.5m以上、車道上にあっては路面から5m以上であること。</p> <p>(3) アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上から3m以下、その下端の高さは、地上から1.2m以上であること。</p>
標識利用広告物	表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、0.5㎡以下であること。
自動車利用広告物	<p>次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの</p> <p>(2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1㎡以下、後部にあっては0.3㎡以下であるもの</p>

2 条例第8条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類		基準
建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	<p>(1) 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積（一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。）は、10㎡以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から12m以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1（当該面積が10㎡に満たないときは、10㎡）以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m（当該軒高の3分の5が12mに満たないときは、地上から12m）以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用 広告物	<p>(1) 表示面積（一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、軒高以下であること。</p> <p>(3) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
	突出し 広告物	<p>(1) 表示面積は、6㎡以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p>

	(3) 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 (4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
建造物から独立した広告物	(1) 表示面積は、10㎡以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から10m以下であること。 (3) 設置個数は、4個以下であること。 (4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
広告幕(つり下げを含む。)	長さは、15m以下で、かつ、幅は、1.2m以下であること。
広告旗	(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2㎡以下であること。 (2) 高さは、3m以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。
掛看板	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2㎡以下であること。

3 条例第8条第5項第2号に係る許可の基準

表示面積は、10㎡以下であること。

備考 マンセル値とは、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条の規定により制定された産業標準をいう。)のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性(色相、明度及び彩度をいう。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

全部改正〔令和3年規則64号〕

別表第3(第7条関係)

広告物の種類	許可期間の基準
広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告物(はり紙及びはり札を除く。)、標識利用広告物、アーチ利用広告物及び自動車利用広告物	3年以内であること。
掛看板	1年以内であること。
広告幕(つり下げを含む。)及びアドバルーン	3か月以内であること。
立看板、はり紙、はり札及び広告旗	1か月以内であること。

別表第4(第14条の2関係)

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	(1) 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 (2) 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 (3) 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	(1) 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形及び隙間の有無 (2) 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無
取付部	(1) アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 (2) 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 (3) 取付対象部(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常の有無
広告板	(1) 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 (2) 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 (3) 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	(1) 照明装置の不点灯及び不発光の有無 (2) 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 (3) 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	(1) 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品)の腐食及び破損の有無

(2) 避雷針の腐食及び損傷の有無
